

第4章

取組の推進



- 施策の方向 1 地球温暖化緩和策の推進
- 施策の方向 2 気候変動適応策の推進
- 施策の方向 3 資源の有効利用
- 施策の方向 4 自然環境の保全
- 施策の方向 5 健全な生活環境の推進
- 施策の方向 6 快適で良好なまちづくりの推進
- 施策の方向 7 環境教育と協働・共創の推進


基本目標 1 脱炭素のまち【地球環境】

1 地球温暖化緩和策の推進

本市域から排出される温室効果ガスは年々減少傾向にありますが、今後は、2050（令和 32）年のカーボンニュートラル、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量の削減目標（2013（平成 25）年度比 46%削減）を目指す必要があります。そのため、市民、事業者、市が協働・共創により、再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進、公共施設への再エネ・省エネ設備の導入等の地球温暖化緩和策を進めることで、地域の成長戦略や地域課題の解決にもつながる脱炭素社会の実現を目指します。

 指標

指標名	現状値 (2017 年度)	最終目標 (2031 年度)
市域からの温室効果ガス排出量削減率 (基準年度：2013（平成 25）年度)	8.1% (2020 年度算定)	46%以上

 市の取組

①再生可能エネルギー・省エネルギー

◆再生可能エネルギーの普及 **重点取組**

市民や事業者に対し再生可能エネルギーに関する周知啓発を行うとともに、住宅や事業所における再生可能エネルギー設備の導入に対する支援等を行うことにより、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

また、下水汚泥、食品廃棄物等の生ごみ、木質チップなどを活用したバイオマスエネルギー事業の調査・研究を進めます。

◆公共施設への再エネ・省エネ設備の導入 **重点取組**

既存の公共施設については、LED 照明や高効率空調設備等の省エネルギー設備の導入を推進するとともに、建物の耐震性や耐用年数等に配慮した上で、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を推進します。一方、新たに建設する公共施設については、ZEB 化の導入を推進します。

また、公共施設への再エネ・省エネ設備の導入により、非常時の電源を確保し、地域のレジリエンス（災害に対する強靱性の向上）と脱炭素を同時に実現する地域づくりを推進します。

◆省エネルギーの推進 **重点取組**

住宅や事業所等における省エネルギー設備の普及促進を図るとともに、「建築物省エネ法（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」）」等法令に基づく省エネルギー基準への適合など各種制度の普及啓発を進め、省エネルギー基準に適合する住宅の導入を支援することにより、建物全体の省エネルギー化を促進します。

また、省エネルギーの推進には、市民一人ひとりの環境に配慮した行動やライフスタイルの転換が必要のため、エネルギーの「見える化」を図るなど、その実践に向けた周知啓発活動に努めます。



◆COOL CHOICE（クールチョイス）の推進 **重点取組**

省エネルギーの取組を市全体に広げていくため、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発を行うとともに、環境ボランティアの活動を支援します。

◇ゼロ・カーボンドライブとスマートムーブの推進

電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車、小型電動モビリティの普及促進を図るとともに、充電スタンド及び水素ステーションの設置について調査・検討の上で導入を推進します。

また、徒歩、自転車・公共交通機関の利用やエコドライブの普及・促進により、スマートムーブの推進をします。

 **市民の取組**

- ★ COOL CHOICE、省エネルギー、節エネルギーに取り組むとともに、地球温暖化防止活動へ協力します。
- ★ 太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池、蓄電池などを活用します。
- ★ HEMS・BEMSの導入、省エネルギー診断などを利用して、エネルギーの「見える化」を推進するとともに、高効率な省エネルギー機器を導入します。
- ★ 建物の新築及び改築時には、高気密・高断熱な省エネルギー基準を満たす建物、ZEH・ZEB化に努めます。
- ★ 電気自動車などの次世代自動車を選ぶとともに、エコドライブを実践します。
- ★ 徒歩や自転車の移動を心がけます。

 **事業者の取組**

- ★ 太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池、蓄電池などを活用します。
- ★ HEMS・BEMSの導入、省エネルギー診断などを利用して、エネルギーの「見える化」を推進します。
- ★ 高効率な省エネルギー機器を導入するとともに、ESCO事業の導入を検討します。
- ★ 建物の新築及び改築時には、高気密・高断熱な省エネルギー基準を満たす建物、ZEH・ZEB化に努めます。
- ★ 電気自動車などの次世代自動車を選ぶとともに、エコドライブを実践します。
- ★ 環境マネジメントシステムの導入を推進します。
- ★ 移動による温室効果ガスの削減を図るため、テレワークを推進します。

 **関連する計画**

都市計画マスタープラン／地域公共交通網形成計画／立地適正化計画／地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）／地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）／自転車活用推進計画／住宅マスタープラン

基本目標 1 脱炭素のまち【地球環境】

2 気候変動適応策の推進

本市の年平均気温は、過去 90 年間で約 2℃上昇しているほか、真夏日・猛暑日・熱帯夜の増加、冬日の減少など、既に地球温暖化による影響が出ていると考えられます。そのため、温室効果ガス排出量の削減などの緩和策と同時に、気候変動による影響に対処し、被害を最小限にするための適応策を進めていきます。

指標

指標名	現状値 (2020 年度)	最終目標 (2031 年度)
普通河川改良延長 (年間)	130m/年 (2018-2020 年度平均)	140m/年

市の取組

① 気候変動適応策

◆ 自然災害対策の推進 重点取組

河川氾濫などの水害に備え、河川等の整備改修、浚渫、河川等監視装置の設置を行うとともに、土砂災害に備え、急傾斜地崩壊防止施設の建設を行います。また、甚大化する災害の中で、インフラ・ライフライン確保のため、トンネル、橋梁の定期的な点検、適切な設備の更新を行います。

災害時の円滑な避難行動のため、水防訓練や風水害時の避難行動訓練の実施、ハザードマップの配布、マイタイムラインの普及などにより、災害の危険度や避難方法を周知します。また、市民への迅速かつ的確な情報伝達体制の強化のため、運用体制の整備、防災行政無線の更新、市民メール、市公式 LINE 等の SNS などを活用した多様な情報伝達に努めます。

◇ 熱中症・感染症対策の推進

熱中症については、市民に予防や対処法の普及啓発に努め、熱中症警戒アラートに基づき、メールや SNS、コミュニティ FM 等で周知を行います。

節足動物媒介感染症の防止のため、感染症の発生・流行情報の把握、注意喚起を行うとともに、感染予防の啓発を行います。

◇ 農業・林業の振興、鳥獣害対策の推進

農業については、高温による品質低下が起こりにくい品種の選択、防霜技術の普及の検討、家畜舎の暑熱対策の普及、病害虫の発生予察と情報提供などを行います。林業については、森林の水源かん養機能が高度に発揮されるよう、森林資源の適切な管理や効率的な施業、森林経営管理制度の活用により、流域特性に応じた森林の整備・保全を図ります。また、イノシシなどによる鳥獣被害防止のため、鳥獣被害対策実施隊と連携して捕獲活動の強化及び侵入防止柵設置の支援を行います。

◇ 水環境・水資源の保全

水資源の維持のため、定期的な河川流量・水質調査を行い、雨水浸透・貯留施設への補助等を実施するとともに、水資源の大切さを啓発します。



◇産業・経済活動の振興、市民生活・都市生活の保全

エネルギー需給への影響を低減するため、ZEB・ZEHの普及や節電の呼びかけを行います。また、風水害による観光客への影響が予測される際は、市のウェブサイトやSNSによる情報発信により、注意喚起を行います。

暑熱による生活への影響を低減するため、生垣づくり用苗木の配布、緑のカーテンの普及・啓発を行います。

市民の取組

- ★ ハザードマップの確認、訓練への参加、マイタイムラインの作成、食料や飲料水の備蓄、非常持出品の準備などを行い、防災意識を高めます。
- ★ 室温の適正管理、水分補給、帽子着用、猛暑時の屋外活動自粛など、熱中症対策を徹底します。
- ★ 餌になるものを放置しないなど、生物との共存を図ります。
- ★ 節水機器などにより節水に努めるとともに、雨水浸透マスや雨水貯留施設を設置します。
- ★ 水たまりをなくすなど、自宅周辺での蚊の発生源対策や蚊が発生しにくい環境づくりに努めます。
- ★ 敷地内での生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりに努めます。

事業者の取組

- ★ ハザードマップの確認や訓練への参加のほか、気候変動による影響を想定した事業継続計画（BCP）を策定します。
- ★ 室温の適正管理、水分補給、帽子着用、猛暑時の屋外活動自粛など、熱中症対策を徹底します。
- ★ 農林作業時は熱中症に十分注意します。
- ★ 高温に強い品種の選択や、栽培作物の転換、栽培適地の移動、畜舎の温度調整など、気候変動による影響の少ない農畜産業を行います。
- ★ 人工林の間伐や植林・育林を進め、森林の適正管理に努めます。
- ★ 侵入防止柵の設置や、餌になるものを放置しないなど、生物との共存を図ります。
- ★ 節水機器などにより節水に努めるとともに、雨水浸透マスや雨水貯留施設を設置します。
- ★ 水たまりをなくすなど、事業所周辺での蚊の発生源対策や蚊が発生しにくい環境づくりに努めます。
- ★ 適応を促進する製品やサービスを提供する「適応ビジネス」を展開します。
- ★ 敷地内での生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりに努めます。

関連する計画

気候変動適応計画／国土強靱化地域計画／都市計画マスタープラン／立地適正化計画／地域防災計画

基本目標 2 資源循環のまち【資源循環】

3 資源の有効利用

本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は、近年大きく減少し、国や県の平均を下回るまでとなりました。一方でリサイクル率は、国や県の平均と比べて低い状況が続いています。また、現在使用している焼却施設等は建設から30年以上が経過し、最終処分場の残余容量はひっ迫している状況です。そのため、さらなるごみの減量・再利用・再資源化（3R）を推進するとともに、施設の適正な維持管理や新たな最終処分場の整備に向けた手続きを進めます。

指標

指標名	現状値 (2020年度)	最終目標 (2031年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量	845g	800g以下
リサイクル率	13.9%	21.0%以上

市の取組

①ごみの減量・再利用・再資源化（3R）

◆ごみの減量（リデュース）の推進 **重点取組**

食品ロスの削減、生ごみの削減、商品包装の簡素化、詰め替え商品の利用などについて、啓発・推進し、家庭ごみの削減を図るとともに、多量排出事業者には適切な指導を行います。また、海洋プラスチックごみ削減のため、使い捨てプラスチック製品の使用削減を啓発・推進します。

なお、食品ロスの削減については、「食品ロス削減推進計画」を策定し、各種施策を推進します。

◇ごみの再利用（リユース）の推進

フリーマーケット等の開催、不用品活用バンクの周知等により、生活用品の再利用を推進します。使用済みのものを繰り返し大切に使う「もったいない」意識の醸成を図ります。

◆ごみの再資源化（リサイクル）の推進 **重点取組**

家庭から排出された資源物の適正分別、スーパーなどの店頭回収の周知、地域で実施する資源ごみ集団回収を推進するとともに、廃プラスチック類の分別収集と再資源化など、分別収集品目と資源化品目の拡充について検討します。

◆総合的な施策の推進 **重点取組**

ごみの減量・再利用・再資源化（3R）の推進について、市民や事業者の理解や協力を求めていき、3Rの効果、市の財政状況、他自治体の状況等を総合的に勘案する中で、生活系収集ごみの有料化をはじめとする一般廃棄物処理手数料の見直しについて検討を行います。

②ごみの適正処理

◇安定かつ効率的なごみの収集

自治会や環境美化推進員の協力のもと、適正なごみ集積所の管理に努めるとともに、全ての市民に配慮した安定かつ効率的なごみの収集体制を整備します。



◆ごみ処理施設の維持管理と整備 **重点取組**

ごみ処理施設の定期点検や修繕を行い、適正に維持管理します。

現在使用している一般廃棄物最終処分場の残余容量がひっ迫していることから、新規最終処分場の整備に向けた手続きを進めます。また、中間処理施設の延命化を図るとともに、新たな施設の整備やごみ処理の広域化について近隣市町と協議を進めます。

◇法令に基づく適正処理

清掃センターに搬入される事業系ごみの定期的な検査や事業者への戸別訪問等を行い、事業系ごみの適正処理について指導を行うとともに、少量排出事業者制度について周知を図ります。

「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材の分別解体及び再資源化等について周知を図ります。

◇環境衛生の向上

ルール違反ごみの削減に努め、違反者に対して指導を行うとともに、不法投棄を防止するため、不法投棄監視員や関係機関と連携し、監視体制の充実を図ります。

市民の取組

- ★ マイバッグの持参、簡易包装やバラ売り商品などの利用により、容器包装の排出を抑制します。
- ★ 使い捨てプラスチック製品の使用削減に努め、分別収集・再資源化に協力します。
- ★ 調理くずや食べ残しなどの食品ロスを減らすとともに、生ごみの減量に努めます。
- ★ コンポストや生ごみ処理機による生ごみの堆肥化を実践します。
- ★ フリーマーケットや不用品活用バンクなどを利用し、まだ使えるものの有効利用を図ります。
- ★ ミックス古紙などの資源物の分別を実施し、衣類や小型家電などの拠点回収に協力します。
- ★ 資源ごみの集団回収や店頭回収に参加・協力します。
- ★ 市が定めた分別方法や排出方法を守り、ごみの適切な分別や排出に努めます。
- ★ 自治会が行う清掃活動に参加するとともに、適正なごみ集積所の維持管理に協力します。

事業者の取組

- ★ 事業活動に伴って生じたごみについては、事業者自らの責任で適正に処理することが原則であることを理解し、ごみの減量や資源化を積極的に取り組みます。
- ★ 法令に基づき、事業活動に伴うごみの適正区分・適正処理に努めます。
- ★ 製造業者等はプラスチック製品の使用削減、再使用や再資源化を考慮した商品開発、使用済み容器の回収ルートの構築等、小売業者等は過剰包装の削減や資源物の店頭回収に協力します。
- ★ 食品関連事業者は、食品ロスの削減や生ごみの再資源化に努めます。
- ★ 市が進めるごみの減量や資源化の取組に協力するとともに、地域で行われる清掃活動に参加し、地域の環境美化に貢献します。

関連する計画

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）／循環型社会形成推進地域計画／災害廃棄物処理計画／食育基本計画

基本目標3 自然共生のまち【自然環境】

4 自然環境の保全

本市では、森林・農地・河川などで構成される生態系に、約4,000種を超える動植物が生息・生育しています。しかし、開発などによる自然環境の改変、人の手が入らなくなったことによる森林・農地の荒廃、外来種の侵入や化学物質による汚染、気候変動などにより、生物多様性に危機が迫っています。そのため、「三島市生物多様性地域戦略」に基づき、重要種の保全や外来種への対策、野生鳥獣との共存、生態系の保全などに取り組み、本市の自然環境を将来に残していきます。

指標

指標名	現状値 (2020年度)	最終目標 (2031年度)
間伐実施面積（年間）	25.49ha/年 (2016-2020年度平均)	30ha/年

市の取組

① 動植物

◆動植物の保全 重点取組

ふるさとの保存木や桜の名所など、市内に残された貴重な巨樹や樹林地を大切に保護・保存します。また、在来種・希少種の保護・保全に努めるとともに、外来種を含めた自然環境調査の実施及び外来種問題の普及啓発、特定外来生物の防除などの取組を推進します。

「鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）」に基づく鳥獣保護区での野生鳥獣の保護や、有害鳥獣への対策を推進します。

② 河川・水資源

◇河川・水資源の保全

河川の改良や適正な維持管理を図るとともに、水辺環境の再生と保全を推進するため、市民や事業者との協働により市内の河川・緑地の適正管理を行います。

広域連携の黄瀬川地域地下水利用対策協議会による定期的な湧水や地下水位について監視するなど、地下水保全対策を推進するとともに、身近な水資源を地域づくりに活かすため「持続的な水の保全と利用の推進」を図ります。

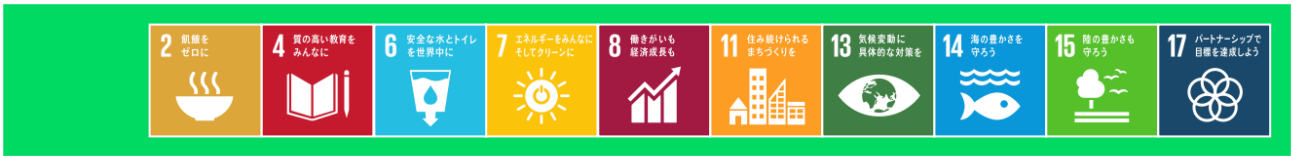
上水道については、水道施設の耐震化や更新、適正な維持管理により、安心して飲めるおいしい水を安定して供給するとともに、広報などにより、節水意識の啓発を行います。

③ 森林・農地・里地里山

◆森林の保全 重点取組

「三島市森林整備計画」をわかりやすく周知し、森林のもつ公益的機能の普及に努めます。また、健全な森林の保全と育成を進めるため、間伐や林道の整備を推進するとともに、放置竹林対策により、竹材やチップの活用を検討します。さらに、間伐材を利用した木製品の提案や公共施設での利用など、間伐材の多様な利用を促進します。

針葉樹の人工林を間伐し、広葉樹を植栽することで、災害に強い森林を目指すとともに、生物多様性の保全に取り組みます。



◇農地の保全

農用地等の確保に関する「農業振興地域整備計画」の変更や耕作放棄地の解消、土壌の改善を図る畑作圃場土壌保全、農地等の地域資源や農村環境を守る地域共同活動支援のための多面的機能支払事業などにより、農業農地・農村基盤整備を推進するとともに、認定農業者の育成、新規就農者の支援により、農業経営の強化を図ります。また、荒廃農地の発生防止に努め、担い手への農地の集積・集約化を進め、農地流動化を推進します。

◇里地里山の保全

「山田川自然の里」で市民農園等の維持管理を行い、自然にふれる機会や農業に親しみ親子で楽しむ食農体験を実施するとともに、茶臼山展望台周辺のウォーキングコースなどを整備し、適正な維持管理を行います。

市民の取組

- ★ 地域の自然環境や生物多様性に関心を持ち、重要種や身近な自然環境の保全、外来種の拡大防止に協力します。
- ★ 餌になるものを放置しないなど、生物との共存を図ります。
- ★ 森づくりなど、水源かん養のための活動に参加します。
- ★ 節水機器などにより節水に努めるとともに、雨水浸透マスや雨水貯留施設を設置します。
- ★ 森林管理のための講習会や森林ボランティアへ参加します。
- ★ 市民農園の利用や、農地を守る活動への参加により、荒廃農地の解消・再生利用に協力します。
- ★ 地産地消や旬産旬消を進めて、地域の農業を守ります。
- ★ 「山田川自然の里」などにおいて、里地里山での自然体験を楽しみます。

事業者の取組

- ★ 地域の自然環境や生物多様性に関心を持ち、重要種や身近な自然環境の保全、外来種の拡大防止に協力します。
- ★ 侵入防止柵の設置や、餌になるものを放置しないなど、生物との共存を図ります。
- ★ 節水機器などにより節水に努めるとともに、雨水浸透マスや雨水貯留施設を設置します。
- ★ 工場などで使用する洗浄水や冷却水の再利用に努めます。
- ★ 中心市街地の水辺や緑地、楽寿園などを活用するとともに、維持管理に協力します。
- ★ 人工林の間伐や植林・育林を進めるとともに、森林管理のための講習会や森林ボランティアへ参加、森林体験などの場の提供や機会を設けます。
- ★ 市民農園の利用、農地・水・農村環境保全向上活動への参加などにより、荒廃農地の解消・再生利用に協力します。
- ★ 地場野菜などを積極的に購入することにより、地産地消や旬産旬消を進めて地域の農業を守ります。

関連する計画

生物多様性地域戦略／鳥獣被害防止計画／森林整備計画／農業振興地域整備計画／人・農地プラン

基本目標 4 健康で安心なまち【生活環境】

5 健全な生活環境の推進

大気汚染や騒音、水質汚濁などの公害については改善傾向にありますが、道路騒音や中小河川の水質などについては、一部の地域で課題となっています。また、生活型公害については、空き家の草木の繁茂や飼育動物などの苦情が多くなっています。そのため、今後は日常生活に起因するこれらの問題も含めて適切に対処し、安心なまちづくりを進めていきます。

 指標

指標名	現状値 (2020年度)	最終目標 (2031年度)
大気・水質などの環境基準の達成率	90.0%	100%

 市の取組

① 大気・音・水・土壌

◆ 大気汚染・騒音・におい対策の推進 **重点取組**

大気汚染物質の測定・監視を定期的に行うとともに、光化学オキシダント注意報・警報、PM2.5 注意喚起情報について広く市民に向けて周知します。騒音・振動対策として、一般環境中の騒音測定、自動車交通騒音の測定などを実施します。においについては、工場・事業場等の悪臭の測定・監視を行うとともに、家畜舎への消毒薬剤の補助等を行います。また、これらの関係法令に定められた特定施設、設備については、届出の提出・立入検査などにより、法令等に基づく適正管理を指導します。

◆ 水・土壌保全 **重点取組**

河川や地下水の水質測定・監視を定期的に行います。また、公共下水道を計画的に整備するとともに、未接続世帯への個別指導や資金融資等により、速やかな下水道への接続を推進します。下水道の整備区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置に対する補助を行います。さらに、終末処理場や衛生プラントの適正な維持・管理に努めます。

土壌汚染の防止と土壌汚染地域の監視・指導を行うとともに、農地における減農薬や低化学肥料などを進める環境保全型農業や有機農業を支援します。

◇ 有害物質対策の推進

ダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の測定・監視を行います。また、アスベストによる健康被害を防止するため、「建築基準法・大気汚染防止法」に基づく指導、アスベストの除去などにより飛散防止を図ります。

◇ 規制・法令遵守

ホルムアルデヒド、VOC（トルエン、キシレンなど）による健康被害を防止するため、「建築基準法・大気汚染防止法」に基づく指導を行います。焼却施設や油・化学物質の流出などの発生源に対しては、国・県と連携した立入調査や指導などを行います。



②生活型公害

◇生活型公害対策の推進

公害に関する苦情に速やかに対応するとともに、発生源には立入調査などにより適正な指導を行います。また、マナーを無視した路上喫煙、望まない受動喫煙を防止するため、「三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例」により、市民・事業者などへの啓発・指導を推進します。

空き家所有者に対しては適正管理を周知するとともに、法律や不動産等の専門家団体への橋渡しや、有効活用に向けた取組を推進します。

また、ペットの適正飼養の周知・啓発などを図るとともに、飼い主のいない猫の過剰な繁殖を抑制するための取組を推進します。

市民の取組

- ★ 生活騒音などによる近隣騒音の防止、野焼きの禁止に協力します。
- ★ 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に協力します。
- ★ 環境保全型農業の推進や減農薬・低化学肥料などによる農産物の購入に努めます。
- ★ 「三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例」を遵守し、路上喫煙を自粛するとともに、吸い殻を適切に処理します。
- ★ 空き家の適正な管理に努め、有効活用を図ります。
- ★ ペットはマナーを守り、責任を持って適正に飼養します。

事業者の取組

- ★ 大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質、土壌などに対する規制を遵守するとともに、発生源への立ち入り調査に協力します。
- ★ ボイラーなど燃焼機器の効率的使用や適正管理を行い、定期的に酸素濃度を測定して現状を自主的に把握します。
- ★ 家畜ふん尿の再資源化や悪臭を低減させる飼料などの利用、適正な污水处理を行うなど、環境に配慮した畜産を推進します。
- ★ 環境保全型農業の推進や減農薬・低化学肥料などによる農産物の生産・購入に努めます。
- ★ ダイオキシン類に対する規制を遵守し、小型焼却炉等による焼却を行いません。
- ★ 「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」を遵守して化学物質の適正管理を行うとともに、外因性内分泌攪乱化学物質など人体や生態系などへの有害性が疑われるものについては、製品などへの使用を控えます。
- ★ 公害が発生しないように努め、発生した場合も被害拡大防止のうえ、速やかに原因究明、問題解決します。

関連する計画

都市計画マスタープラン／公共下水道事業計画／一般廃棄物処理基本計画（し尿処理編）／空家等対策計画

基本目標5 快適で安全なまち【都市環境】

6 快適で良好なまちづくりの推進

みんなが快適に感じ、安心感を得ながら暮らしていくためには、富士山の眺望や湧水などの景観資源、歴史・文化遺産、公園・緑地などを保全・活用したまちづくりを行うとともに、都市機能及び居住機能の集積と環境に配慮した公共交通の利便性を高めていくことが必要です。また、気候変動に適応した防災対策も重要です。そのため、都市部に分布する貴重な資源を活用しながら、住む人や訪れる人にも快適で安全なまちづくりを進めていきます。

指標

指標名	現状値 (2020年度)	最終目標 (2031年度)
美しい景観（都市・自然・歴史）の保全・形成に対する市民満足率	53.1%	60%
バスなどの公共交通の充実に関する市民満足率	24.8%	30%以上

市の取組

① 景観・歴史・文化

◆ 景観の保全と活用 **重点取組**

大規模な建築行為などについて、「景観法」に基づく届出による規制・誘導を行うほか、景観重点整備地区、眺望地点、景観重要建造物・景観重要樹木の指定、無電柱化などにより、良好な景観形成を行います。

放置自転車の放置禁止区域からの撤去、街頭での駐輪指導を徹底するなど、駐輪マナーの向上を図ります。屋外広告物については、「三島市屋外広告物条例」に基づき、規制・誘導を行うとともに、違反広告物の撤去などを行い、美観・風致の維持を図ります。

◇ 歴史・文化の保護と活用

文化財の調査・発掘や地域の歴史的な遺産を文化財に指定・登録することなどにより、文化財の保護・保存・活用を行います。

② 緑化・交通・防災

◇ 計画的なまちづくりの推進

コンパクト・プラス・ネットワークの考えのもと、都市機能の更新・集積を進めるため、「三島市都市計画マスタープラン」に沿った都市政策を計画的に推進します。

◇ 公園の整備・緑化の推進

楽寿園をはじめとする公園や街路樹、源兵衛川や大場川などの水辺や緑地を適正に管理します。

屋上・壁面緑化に対する補助、緑のカーテン用種子の配布やコンテストの開催、生け垣づくりへの支援、みどりまつりや花壇コンクールの開催などにより、緑化を推進します。

◇ 道路の整備・管理

国道や県道の整備の促進及び市道の整備のほか、狭あい道路の解消などにより、交通混雑の緩和や安全な道路・歩道の整備を推進します。



◆公共交通の維持向上と利用促進 **重点取組**

市、公共交通事業者、関係機関、地域住民との連携・協働により、「三島市地域公共交通網形成計画」に基づき、交通空白地域の解消や利用促進策に取り組み、路線の維持、確保に努めます。

便利で使いやすい公共交通となるよう、地域の実情に応じた路線の見直しを行い、自動運転技術やMaaS等、先進事例やICTの活用・導入に関する調査・研究を行います。

◇自然災害対策の推進

河川等の改修・浚渫、河川等監視装置の設置、急傾斜地崩壊防止施設の建設などにより、自然災害への対策を強化します。

市民の取組

- ★ 駐輪マナーやモラルの徹底を図り、美観の維持に協力します。
- ★ 郷土の伝統行事や祭りなどを大切にするとともに、文化財の保護や活用、PRに協力します。
- ★ マナーを守って公園・緑地を利用します。
- ★ 公園管理者との協働により、公園等の良好な環境を維持していきます。
- ★ 家庭の敷地内の生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを積極的に行います。
- ★ 公共交通機関を積極的に利用します。
- ★ ハザードマップの確認、訓練への参加、マイタイムラインの作成、食料や飲料水の備蓄、非常持出品の準備などを行い、防災意識を高めます。

事業者の取組

- ★ 店舗や看板・広告塔などは、屋外広告物の規制を遵守し、周辺の自然環境や景観・街並みと調和するように、色や形、配置などに配慮します。
- ★ 事業所敷地内やその周辺の緑化・美化に努め、都市景観の向上に努めます。
- ★ 駐輪マナーやモラルの徹底を図り、美観の維持に協力します。
- ★ 郷土の伝統行事や祭りなどを大切にするとともに、文化財の保護や活用、PRに協力します。
- ★ 工事の実施前における文化財の調査や保護・保存などに協力します。
- ★ 遊休地や休閑地を公共花壇や緑地として活用できるように協力します。
- ★ 事業所の敷地内の生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを積極的に行います。
- ★ 公共交通機関を積極的に利用します。

関連する計画

都市計画マスタープラン／緑の基本計画／景観計画／文化振興基本計画／地域公共交通網形成計画／国土強靱化地域計画／“水の郷”構想整備計画／楽寿の森管理計画／天然記念物及び名勝「楽寿園（小浜池）」保存管理計画／都市計画道路整備プログラム／自転車通行空間ネットワーク整備計画／国土利用計画／立地適正化計画／無電柱化推進計画


基本目標6 環境教育と協働・共創のまち【環境教育と協働・共創】

7 環境教育と協働・共創の推進

地球温暖化をはじめとする環境問題を解決するには、幼児期の早い段階から環境への配慮を習慣づけ、子どもから大人まで市民全員の環境への意識を育んでいくことが重要です。そのため、各世代に応じて段階的に発展していく環境教育（学習）を推進するとともに、情報発信、環境ボランティアの活動や市民・事業者・市による協働・共創の取組を推進していきます。

 指標

指標名	現状値 (2019年度)	最終目標 (2031年度)
小学生の環境学習・イベント等の参加率	10%	30%

 市の取組

① 環境教育（学習）

◆ 環境教育の推進 **重点取組**

幼児から高齢者まで各世代に応じた環境教育を推進し、市民一人ひとり環境保全意識の底上げを図ります。

子どもを対象に、自然とふれあうなどの体験型や実践型のプログラム、ICTを活用した環境教育等を推進することで、「地球環境を大切に作る心」を育みます。加えて、幼児においては、保育士や幼稚園教諭と連携し、環境教育教材の開発・導入を進め、小学生においては環境読本を活用した学習を行います。

市民を対象に環境講演会や各種講座を開催し、積極的に環境情報を発信することで、一般に広く環境学習の場を提供します。

◇ 情報発信の拡充

本市の環境の現状や環境への取組状況についてまとめた環境報告書を作成・公表します。

環境教育教材や環境読本の内容を充実させるとともに、図書館では環境に関する資料・情報を収集し、展示や貸出を実施します。

普段の生活の中で実践できる省エネ術や地域の環境ボランティア等の活動、環境に関する県や国の最新情報など、多種多様な環境情報を様々なメディアやSNSを通して積極的に発信し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促します。

② 協働・共創

◇ ボランティア活動支援

地域の環境活動の普及・推進、森林環境整備の推進、里山景観などの保全・利活用を行うボランティア活動を活性化するために、活動の支援や活動情報の発信を行います。

また、環境教育やボランティア活動の拠点として、エコセンターの管理運営を行います。



◆協働・共創の推進 **重点取組**

市内で実施される環境保全活動について広く情報提供し、活動への参加を促すとともに、自治会などが自主的に行う環境保全活動を支援します。また、市民・事業者・市によるパートナーシップを形成し、協働による環境保全活動を推進します。

市民・事業者・市が協働・共創により、2050（令和 32）年の脱炭素社会の実現という課題に対応し、経済と環境の好循環を図るための組織の立ち上げを推進します。

 **市民の取組**

- ★ 保育園や幼稚園、小・中・高等学校が進める環境教育について参加・協力します。
- ★ 家庭・地域・学校などで環境について考え、自ら実践するとともに、環境イベントに積極的に参加します。
- ★ 環境学習や活動の拠点としてエコセンターなどを利用します。
- ★ 市がウェブサイトや各種メディアによって提供する環境情報や最新情報を確認し活用します。
- ★ 地域の環境ボランティアの活動、学区や自治会など地域単位での活動、河川清掃や環境美化などの環境保全活動に参加・協力します。

 **事業者の取組**

- ★ 保育園や幼稚園、小・中・高等学校が進める環境教育について、講師の派遣や教材の提供など、事業者の立場から参加・協力します。
- ★ 工場見学、事業所で取り組んでいる環境保全活動の紹介などにより、環境教育・環境学習に協力します。
- ★ 社員に対する環境教育を行います。
- ★ 市がウェブサイトや各種メディアによって提供する環境情報や最新情報を確認し活用します。
- ★ 事業者の CSR 活動としての環境保全活動を積極的に行うとともに、環境報告書を発行するなど、事業者自らによる環境情報の提供を行います。
- ★ 地域の環境ボランティアの活動、学区や自治会など地域単位での活動、河川清掃や環境美化などの環境保全活動に参加・協力します。

 **関連する計画**

食育基本計画／子ども・子育て支援事業計画／学校教育振興基本計画／生涯学習推進プラン／消費者教育推進計画

望ましい環境像 **未来へつなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島**

基本目標

施策の方向

脱炭素のまち
【地球環境】



施策の方向1 地球温暖化緩和策の推進
【市域からの温室効果ガス排出量削減率 46%以上】
①再生可能エネルギー・省エネルギー

施策の方向2 気候変動適応策の推進
【普通河川改良延長(年間) 140m/年】
①気候変動適応策

資源循環のまち
【資源循環】



施策の方向3 資源の有効利用
【1人1日当たりのごみの排出量 800g以下】
【リサイクル率 21.0%以上】
①ごみの減量・再利用・再資源化(3R)
②ごみの適正処理

自然共生のまち
【自然環境】



施策の方向4 自然環境の保全
【間伐実施面積(年間) 30ha/年】
①動植物
②河川・水資源
③森林・農地・里地里山

健康で安心なまち
【生活環境】



施策の方向5 健全な生活環境の推進
【大気・水質などの環境基準の達成率 100%】
①大気・音・水・土壌
②生活型公害

快適で安全なまち
【都市環境】



施策の方向6 快適で良好なまちづくりの推進
【美しい景観の保全・形成に対する市民満足率 60%】
【バスなどの公共交通の充実に関する市民満足率 30%以上】
①景観・歴史・文化
②緑化・交通・防災

環境教育と協働・共創のまち
【環境教育と協働・共創】



施策の方向7 環境教育と協働・共創の推進
【小学生の環境学習・イベント等の参加率 30%】
①環境教育(学習)
②協働・共創